

## 【市の取組】 芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給事業

【補助内容】 原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた介護保険サービス事業所に対し、物価高騰対策支援金を支給する

【補助金額】

| 事業種別    | 支給金の額                |
|---------|----------------------|
| 居宅介護支援  | 50,000円              |
| 訪問系サービス | 50,000円              |
| 通所系サービス | 300,000円             |
| 施設系サービス | (定員30人未満) 500,000円   |
|         | (定員30人以上) 1,000,000円 |

【補助要件】

- ・ 対象となる事業所の開設年月日が令和6年3月31日以前であること
- ・ 令和6年12月にサービス提供実績があること
- ・ 支給申請時点で事業を継続していること

## 【市の取組】 芦屋市介護保険サービス事業所等物価高騰対策支援金支給事業

【申請期間】 令和7年3月10日（月）～令和7年5月30日（金）

【支給時期】 ・ 令和7年4月30日までの申請

⇒ 令和7年5月末頃振込

・ 令和7年5月30日までの申請

⇒ 令和7年6月末頃振込

【提出書類】 ・ 国民健康保険団体連合会発行の令和6年12月サービス提供分の

各給付費「支給決定額通知書」及び「支払決定額内訳書」の写し

・ 振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるもの

【事業詳細ページ】 <https://www.city.ashiya.lg.jp/shougai/bukkakoutou/bukkakoutou.html>



## 【市の取組】 芦屋市訪問看護師・訪問介護員等安全確保・離職防止対策事業補助金

【補助内容】 利用者等からの暴力行為等の対策として、2人体制での訪問が必要となるケースで、利用者等の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合、加算相当額の一部を市が補助する（市：2/3 事業所：1/3）

【補助対象】 訪問介護、(介護予防)訪問看護（理学療法士等含む）

【補助となる例】（※利用者の状態によっては、対象とならないケースもあります）

- ・ 迷惑行為（にらむ、暴力を振るう真似、包丁やバット等の所持、盗撮、不快なものを見せつける等）
- ・ 暴言（訪問者等への悪口、侮辱）
- ・ 過大なクレーム（恫喝、激しい口調で問い詰める、社会通念上過大と考えられるクレーム等）
- ・ ストーカー行為（つきまとい、待ち伏せ、事業所等への押しかけ、頻繁な電話、メール等）
- ・ セクシャルハラスメント（抱きつき、ボディタッチ、わいせつ発言等）
- ・ 脅迫（殴る、殺す、反社会勢力等との係わり、前科等の発言、威圧し、迷惑を及ぼす言動等）
- ・ 暴力行為（素手又は物によって殴る、蹴る、投げつける等）
- ・ 器物破損行為（故意に訪問者の持ち物を壊す、汚す等）

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

職員体制等に変更が生じる際には、加算・減算の要件に適合しているか確認すること。加算・減算の適用状況に変更が生じる場合、「**介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**」及び「**介護給付費算定に係る体制等状況一覧表**」を遅滞なく提出すること。

## 【居宅介護支援、介護予防支援、在宅系サービス】

適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護支援事業者に対する周知期間を確保する観点から、**届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月以降から適用**が可能となる。

(例) 3月15日に届出が受理 → 4月1日から適用が可能  
3月16日に届出が受理 → 5月1日から適用が可能

## 【施設系・居住系・短期入所系サービス】

新たに加算を算定する場合、**届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)以降の適用**となる。

(例) 4月1日に届出が受理 → 4月1日から適用が可能  
4月2日に届出が受理 → 5月1日から適用が可能

# よくあるお問い合わせ①

## 同居家族がいる場合に生活援助を位置付けて良いか

### 算定可能な事例

※利用者の家族等が障害や疾病等の理由により、家事を行うことが困難な場合

※利用者の家族が障がいや疾病でなくても、その他の事情により家事が困難な場合

- ・ 家族が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- ・ 家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合
- ・ 家族が仕事で不在の時に、行わなくては日常生活に支障がある場合 等

適切なケアプランに基づき、個々の利用者の状況に応じて判断いただきますようお願いいたします。

※介護保険最新情報Vol.125（平成21年12月25日）をご参照ください。

# よくあるお問い合わせ②

## 通院介助（訪問介護）の報酬算定の対象について

通院介助の一連の流れとして以下のようなものが想定されるが、報酬算定の対象の可否については、利用者の状況に応じて異なる場合があるので留意すること。

- |                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| ① 乗車前介助（更衣、ベッドから車イスへの移乗等）   | ⑨ 診察（リハビリ、検査等。診察室における更衣を含む） |
| ② 乗車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両への移動）  | ⑩ 会計待ち時間                    |
| ③ 乗車中                       | ⑪ 会計、薬受け取り                  |
| ④ 降車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両からの移動） | ⑫ 乗車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両への移動）  |
| ⑤ 受診等手続き                    | ⑬ 乗車中                       |
| ⑥ 院内移動                      | ⑭ 降車介助（タクシー、バス、鉄道等の車両からの移動） |
| ⑦ 診察（リハビリ、検査等）待ち時間          | ⑮ 車後介助                      |
| ⑧ トイレ等介助                    |                             |

- ・ 一般的には、訪問介護員が直接利用者に接していない時間や見守りの援助を行っていない時間（③、⑬、⑦、⑨、⑩）は通常対象外と考えられる。
- ・ ③及び⑬については、常時介助を必要とする場合は算定対象となり得る。
- ・ 重度の認知症のため徘徊等で常時見守りが必要、又は1人では椅子に座ることができず、常時支えが必要という利用者の場合は、状態により、⑨以外は全て対象となることもある。
- ・ ⑨については、どのような場合でも報酬算定の対象とはならない。

# よくあるお問い合わせ②

## 通院介助（訪問介護）の報酬算定の対象について

院内介助は、原則として病院のスタッフ等により対応されるべきもので、場合により、院内の移動等の介助が可能であるとされている。このため、訪問介護員等によるトイレ介助や移動介助等の院内介助が必要な場合は、居宅サービス計画に、次のことを記載し、その必要性を位置付ける必要がある。

- ① 適切なアセスメントに基づく利用者の心身の状況から院内介助が必要な理由
- ② 必要と考えられる具体的なサービス内容  
(例：トイレ介助、院内での内科から眼科等の移動介助)
- ③ 病院のスタッフ等による対応が出来ないことを確認した記録  
(何時、誰に、確認した内容)

# 参考ホームページ

- ▶ ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク  
<https://www.careplan-renkei-support.jp/>
- ▶ 介護分野における生産性向上ポータルサイト  
<https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html>
- ▶ 介護現場におけるハラスメント対策（各種マニュアル及び研修の手引き）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)
- ▶ 暴力等対策マニュアル  
[https://www.hna.or.jp/for\\_nurses/n\\_visiting\\_nursing/against\\_violence/entry-1526.html](https://www.hna.or.jp/for_nurses/n_visiting_nursing/against_violence/entry-1526.html)
- ▶ ケアの質の向上に向けた科学的介護情報システム（LIFE）の利活用に関する事例集  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/001103589.pdf>
- ▶ 兵庫県国保連返戻等事例集  
<https://www.kokuhoren-hyogo.or.jp/medical/care/index8.html>

# 基準等遵守について

- ▶ 運営基準（赤本）、費用算定基準（青本）、Q&A・法令（緑本）等の確認

- ▶ 介護保険最新情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

- ▶ 令和6年度介護報酬改定関連通知

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

- ▶ 厚労省ホームページ（上段）やWAM-NET（下段）に掲載のQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)

<https://www.wam.go.jp/wamappl/R3kaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&qn=&tn=&pc=1>

- ▶ 兵庫県の手引き（県指定の居宅サービス関連）

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18\\_000000009.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000009.html)

## 【芦屋市からのお願い】

- 各種基準やQ&A等を一度ご確認いただいたうえでご質問いただきますよう、ご協力をお願いします。
- ご質問内容によっては国や県への照会が必要となり、ご回答までにお時間をいただくことがあります。
- 回答をお急ぎの場合はその旨をお伝えください。
- 人員・設備・運営基準は監査指導課、加算等の費用算定基準は高齢介護課が受付窓口です。

ご清聴ありがとうございました。

集団指導終了後に質問がある場合は、こちらのフォームよりご質問をお願いします。

URL : <https://logoform.jp/form/pfd9/971153>

